## 窓口負担割合2割の対象となるかは、主に以下の流れで判定します

現役並み所得者(※1)に該当するか 該当しない 該当する 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者のうち、 課税所得(※2)が28万円以上の人がいるか いる いない 世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 2人以上いるか いない いる 「年金収入(※3)+その他 「年金収入(※3)+その他 の合計所得金額(※4)」が の合計所得金額(※4)」の 200 万円以上か 合計が320万円以上か 200万円 200万円 320 万円 320 万円 未満 以上 未満 以上 世帯全員が 世帯全員が 世帯全員が 世帯全員が 2割 1割 3割 1割 1割 2割

医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。 なお、 令和4年10 変更の対象となる人は、 月 1日から、 後期高齢者医療制度の 後期高齢者医療制度の被保険者全体のうち約2%の人です (現役並み所得者を除く 被保険者の人で一 定以上の所得がある人は

後期高齢者医

療

制 度

負担

割合を

部

- (※1)「現役並み所得者」は、課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。
- (※2)「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、 所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- (※3)「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- (※4)「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の 金額のことです。

を300 する質問 録していない となる人で高額療養費の口座を登 日払い戻します。 療養費として登録された口座 差額を払い戻します。 うでない場合は、 7 介護医療連携課 閻厚生労働省コール なくてもよい取り扱いとなり、 は、 ノター 0 1 2 0 ?合から申請書を郵送します。 ?頃に岡山県後期高齢者医療広域 [用で払い戻しとなる人は、 今回の制度改正の背景などに関 同 上限額以上を窓口で支払 0) へお問い 00円までに抑えるため は、 医療機関での受診に 0 厚生労働省コー 人には、 21 0 合わせくださ なお、 1カ月の負担増 センタ 令和4年9 719 配慮措置 0 2 5 8 2割負担 高額 へ後 うい ル セ 0  $\mathcal{O}$ 

## 負担を抑える配慮措 窓口負担割合が2割になる人へ 10 |月1日から窓口負担割合が 置がありま 2

割になる人につい

て、

令和

10

月1日~令和7年9月30

日

は、 4

涥

**の** 

外来医療の

窓口

負担 増

3000円までに抑えます。

引き上げに伴う負担

加

額 割

この医療費は対象外